

大分県報

(火 曜 日)

目次

収用委員会告示

土地収用法による裁決手続の開始……………

公告

土地改良区の役員の退任（二件）……………

土地改良区の役員の就退任（二件）……………一

落札者等の公示……………

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和七年七月八日

大分県収用委員会

一 起業者の名称

大分県

二 事業の種類

中津都市計画道路事業三・四・四号外馬場錆矢堂線

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

[illegible]

公告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、飯田土地改良区（九重町）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和七年七月八日

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和七年六月二十四日

令和七年六月二十四日

四 土地所有者の氏名及び住所

正明寺 代表役員 小倉 朋子

中津市大字牛神三四一番地の二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

九州電力送配電株式会社 代表取締役 今村 弘

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二号

賃借権

中津市大字 牛神字恩明	四二二番二	宅地	雑種地	二四九・七一	二五一・八八	一四〇・〇一
中津市大字 牛神字屋敷	四二二番七	宅地	雑種地	平方メートル 三〇八・五九	平方メートル 三〇四・六三	平方メートル 九八・七六
	三三一番一	境内地	境内地	平方メートル 一、三七五・二〇	平方メートル 一、五九二・七六	平方メートル 二・〇五

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
地改良区連合（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和七年七月八日

令和七年七月八日
大分県知事 佐藤 樹一郎
（退任役員）

役名 氏名 住 所

役名 氏名 住 所

理事 是永修治 宇佐市大字下矢部一四八二番地の三

理事 安東正一 大分市大字玉沢四二六番地

（就任役員）

（就任役員）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
野津土地改良区（臼杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和七年七月八日

役名 氏名 住 所

役名 氏名 住 所

理事 目原康弘 臼杵市野津町大字亀甲三〇六九番地

（退任役員）

一 落札に係る物品等の名称及び数量
高精度放射線治療システム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）
大分県立病院院長 宇都宮 徹

理事 伊井信昭 豊後大野市三重町内田一五六番地一

（就任役員）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県立病院事務局会計管理課
大分市豊饒二丁目八番一号

役名 氏名 住 所

役名 氏名 住 所

理事 竹尾智明 臼杵市野津町大字宮原二八五六番地の二七

〃 神志那良平 豊後大野市三重町内田三一〇六番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、古井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

七 一般競争入札を公告した日

六 契約の相手方を決定した手続

五 落札金額

四 落札者の氏名及び住所

三 落札者を決定した日

七 一般競争入札を公告した日

六 契約の相手方を決定した手続

五 落札金額

四 落札者の氏名及び住所

令和七年四月十八日

令和七年七月八日

大分県報（公告）